

## 裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成30年11月8日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者 岡 部 豪 （千葉地方裁判所刑事第1部判事）

裁判官 内 藤 尚 子 （千葉地方裁判所刑事第1部判事）

裁判官 酒 井 孝 之 （千葉地方裁判所刑事第1部判事）

検察官 河 原 克 巳 （千葉地方検察庁検事）

検察官 清 水 紀 和 （千葉地方検察庁検事）

弁護士 田 島 和 憲 （千葉県弁護士会所属）

弁護士 小 川 款 （千葉県弁護士会所属）

1 番 裁判員経験者

2 番 裁判員経験者

3 番 裁判員経験者

4 番 裁判員経験者

5 番 裁判員経験者

6 番 裁判員経験者

7 番 裁判員経験者

8 番 裁判員経験者

議事要旨

別紙のとおり

(別 紙)

**【司会者】**

本日は、裁判員経験者との意見交換会にお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、刑事1部の部総括判事で、岡部と申します。どうぞよろしく申し上げます。本日の司会をさせていただきます。

本日のテーマは、裁判員の参加しやすい審理日程のあり方ということで、裁判員の方が少しでも参加しやすくなるために、我々法曹三者はどんなことに留意して審理日程を決めるべきなのかということについて実際に裁判員を経験された皆さんから忌憚のない御意見を伺って、今後、日程を決めるに当たり参考にさせていただきますと考え、企画をさせていただきました。

本日は、審理日程が短い裁判に参加された方から中くらいの方、長い方まで、いろいろ混ざるような形で御参加をいただいております。

それではまず、このテーマについて私の方から簡単に御説明をしたいと思います。裁判員候補者の辞退率の上昇や、出席率の低下というようなお話を、皆さんは報道等で耳にされたことがあると思われます。これらは、我々裁判所としても非常に大変なことだというふうに思っております。それで最高裁がN T Tデータ経営研究所というところに委託しまして、その原因を調べたことがございます。これらを調査したのは平成28年11月から平成29年3月末にかけてなんですけれども、どんなことが原因で辞退率が上昇し、出席率が低下しているのかということ調べました。そうしたところ、原因が五つほど分かってまいりました。

調査の結果分かった原因について、まず一つ目は、雇用情勢が非常に変化しているということです。日本全体で人手が不足するようになったこと、それから非正規雇用の方が非常に増えたことで、裁判員として参加しづらい方が増えているというのが一つございます。

二つ目として、高齢化の進展です。70歳以上の方は、無条件で裁判員を辞退することができます。したがって、70歳以上の方の人口が増えますと、自然と辞退でき

る方が増えていってしまうという実情がございます。この10年間の間に日本も相当高齢化が進んでおりますので、これも一つの原因であろうかと思われます。

三つ目として、裁判員裁判に対する国民の関心が低下しているということが挙げられます。かつてと比べ、裁判員裁判が報道に取り上げられることは非常に少なくなっておりますし、またそれほど裁判員裁判の事件数がたくさんあるというわけでもないのに、実際に裁判員に参加された方が周りにいないという国民の皆さんも結構いらっしゃるということもあり、徐々にこの10年間で国民の関心が低下しているということが認められるということです。

四つ目として、名簿規模の縮小に伴う年間名簿使用率の上昇、これは少し難しいですが、裁判員になる方というのは最初に選挙人名簿から、今後1年間裁判員に選ばれる可能性がありますということで候補者名簿を作り、それに対して通知を行います。本日いらっしゃる皆さんも多分最初に通知を受け取ったと思われるんですけども、これを受け取る方と実際に裁判員になれる方の比率を名簿使用率というふうに呼んでおります。当初は、どのぐらい辞退される方がいるのかとか、実際にはどれぐらい参加してくださるんだろうかということ余り裁判所の方では把握しておりませんでした。それで、できるだけ多目に名簿に載せて、いろんな方にたくさんそれを送付するというのをやっておったわけですけども、だんだん相場観が分かってきたといいますか、大体これぐらいあれば十分だなというのが分かってきまして、本当に必要な分だけしか名簿に載せなくなってきたんです。そうしますと、段々と使用率が上がるということになります。使用率が上がると、それだけ辞退される方と辞退されない方で、辞退されない方は、1月から12月まで使っていくと、どんどん裁判員を務められて、辞退事由はないけれど裁判員を務められていないという方が段々と月が進行するに当たって減っていくわけです。その減り方が、やはり最初に作った名簿が小さいと、それだけ著しいということで、そういうこともあって辞退する方の比率が高くなってしまいうということになります。

五つ目に挙げられるのは、審理予定日数の増加ということでして、これは純粋に

裁判員の裁判に掛かる予定で、予定として裁判所に来てくださいという日数が増えているということです。審理予定日数が増えた結果、出席できないという方が増えているのではないかとということで、本日はこの五つ目の事由に焦点を当てようということでございます。何で審理予定日数が増えたかということなんですが、分析によりますと、裁判員裁判に掛かる日数というのは、平成22年頃は大体平均して4日程度だったわけですけれども、平成27年頃には6日程度にまで上昇したということです。この審理予定日数の長さ、長いか短いかと辞退率や出席率の間の関係を統計的に調べていったところ、相関関係があるという調査結果が出ています。審理期間が増えるほど参加可能と回答する方は減るというアンケート結果もあるので、この審理予定日数が増えたことが辞退率の上昇や出席率低下に寄与している可能性が高いというふうに指摘されております。この審理予定日数が増加した背景は、裁判員の皆さんの負担を考慮して1日の開廷時間を短くした結果、開廷回数が増加したとか、充実した評議を尽くすために評議時間が増加したという事情があるんですが、これも裁判員の皆さんに聞いてこういうふうにしたというよりは、裁判所の方でこういう方がいいんだろうかという考えでやってきたこともあるものですから、本日は、実際のところはどうなんだろうかという御事情に関する忌憚のない皆さんの御意見を伺っていきたいと思っております。それでは、ここで皆さんから、全体的な感想として、順番に裁判員裁判に御参加される時にどんな点に御苦勞を感じられたかとか、実際参加してみてどんな点が大変だったかとか、あるいは裁判員を終えられた後に、それまで溜まっていた仕事とか家事とか、そういうのを解消するのにどんな御苦勞があったかとか、その辺りをお伺いしてみたいと思います。1番の方からお伺いしてもよろしいですか。

#### 【1番】

この度裁判員に任命されたときの苦勞についてですが、私が勤めております職場の方たちも、比較的この制度については理解といたしますか、協力をしてくれたということもあって、特段、仕事に関しては大丈夫だったのかなという感じはしており

ます。ただ、4日、5日と連続開催になると、途中で自分の仕事はどうなっているのかなということをちょっと気にはなることはありました。あと、審理の内容のところでは、裁判官もすごく優しい感じの語り口調で、結構リラックスした中で進められたのかなという思いは残っています。

**【司会者】**

ありがとうございます。2番の方、お願いいたします。

**【2番】**

私の場合は、6日間お休みをするような形だったんですけども、私の職場は人数が多いのもあって、私が抜けている間フォローをしてくださる方がいたので、仕事に戻ってきても特に何か困った、何か大変なことが起きたというわけではありませんでした。私の職場がよかったんだと思うんですけども、多分人数が少なかったりすると、来ることができないということがあるだろうし、理解がない人たちだったりすると、ちょっとそれは困るというふうに言われたかと思います。審理の方に関しては、他の裁判員の方々や、裁判官の方とか裁判所の方もとてもお話ししやすく接してくださったので、初めて参加したのに結構お話もでき、いい経験をしたなというふうに思っております。

**【司会者】**

ありがとうございます。3番の方、お願いします。

**【3番】**

私も職場は協力的で、休みをいただけたんですが、裁判員候補として召集されて、その中で裁判員が決まって、実際に裁判に入りますというその期間がすごく短いものでした。確か私の時は木曜日に召集されて、その日に決まって、金曜日が空いて、土日休んで、月曜日から実際に来てくださいということだったので、職場での調整が1日しかなかったため、あと二、三日いただけると、もう少し楽に調整ができたのかなというところがありました。あと、裁判については、やはり皆さん最初のうちはちょっと緊張されていましたが、フレンドリーな感じになって、お昼休みでも

皆さん退席せずに、そこでちょっとディスカッションのような形でいろいろなことを話したり、また裁判官の方も一緒に食事したりされていて、いろいろな余談とか、あと自分の経験若しくは裁判について少し疑問に思うところを、実際に裁判では聞けなくても、そういうディスカッションの時に聞けるということが、軽率な言い方もかもしれませんが、楽しかったなというのがあります。

**【司会者】**

ありがとうございます。では、4番の方、お願いします。

**【4番】**

私は、今70代で、七、八年前にリタイアしてアルバイトをやっているぐらいなので時間は幾らでもフレキシブルに取れるということと、司法ということに関して直接参加できるということに非常に興味があったので、当たった時には本当に喜びました。変な話ですが、70歳を超えたら誰でも無条件に辞退できるというんですけど、私は、絶対辞退しない、他のことをほったらかしても辞退しない、そういうつもりで来ました。これは、後にも先にも1回のことだろうと思うんですけど、私の人生の上で非常に一つの勉強になったなと思います。それで、一つ印象としては、裁判官というのはやっぱり大変だなと感じました。裁判員裁判というのが導入されて、裁判官だけで協議してやればもっと簡単だろうに、こういう制度ができて本当に大変だなと思います。それから、千葉県は、成田空港がある関係で、千葉地裁は他県より倍ぐらい裁判員裁判があるらしいですけど、裁判官の数も倍ぐらいいるのでしょうか。いないでやっていたら大変だなと思います。総じて非常に勉強になりました。裁判自体も、事前の準備というか、証人としていろんな人たちを呼んで、説明して、本当に丁寧に審理を進めているなという印象がありました。最終的な判決に関しても、裁判所というか、裁判員裁判において、やることをやっているなという印象を受けました。

**【司会者】**

ありがとうございます。では、5番の方、よろしくお願いします。

**【5番】**

私の場合はテレビ関係の仕事をしていて、24時間いつでも仕事があるようなスケジュールだったため、逆にそれが幸いしました。最初に日程をいただき、日程上、空いているすき間に仕事をする事ができたので、日程がきっちり出ているという点か、かえって調整しやすかったと思います。前年の年末の時点で、当たった場合のシフトモデルも作ってしまい、そんなに大きい会社じゃないですけど、デスクや会社も、是非やってくださいという姿勢でした。で、前例として裁判員経験者が出てほしいというところもあったので、非常にやりやすかったと思います。実際の裁判は、内容的には重く、私たちがどういう判断を求められているのかがだんだん分かってくるような感じで、最初は少し難しかったですけれども、裁判長の方をはじめ丁寧に私たちの面倒を見ていただいたという感じもあって、大変有意義な約1週間を過ごさせていただいたなという印象です。

**【司会者】**

ありがとうございます。では、6番の方、お願いいたします。

**【6番】**

私は、介護の仕事をしており、5日間お休みをいただいたのですが、人手不足のところを一人抜けるというのはとても厳しい状況だったみたいです。職場の理解という点では、裁判員についてほんのうわさでしか皆さん分かっていなかったという状況でした。子供からは、是非参加するべきと言ってもらえたこともあり、家族の協力もあって、参加できたかなというのはあります。参加している間は、やっぱり参加できてよかったなと感じました。

**【司会者】**

ありがとうございます。では、7番の方、お願いします。

**【7番】**

私の会社は、裁判員についてとても理解がありました。裁判員制度ができた時には、会社の規定が変わったほどで、裁判員の案内が来たら是非とも行きなさいとい

うことで送り出していただきました。話は変わりますが、身内から私も行くんですという話があったので、是非とも行った方がいいよというお話をさせていただきました。仕事については、もともと裁判員があることは分かっていたことや、職場には、ある程度の人数がおり、抜けたところでいつでもフォローできるような体制をとっていたことから、約1週間ぐらいでしたけど、特に問題なく行くことができました。この裁判員制度は、浸透していないところもあるようですが、いろいろ諸事情があるでしょうけれども、もう少しメディア等を通じて伝えながらいけば、もっと発展するのではないかと、浸透するのではないかとということをお個人的には思っています。

**【司会者】**

ありがとうございます。では、8番の方、お願いします。

**【8番】**

職場の皆さんが応援してくださったことはよかったんですけども、私の部署は、私ともう一人の二人で担当していることもあり、他の方がちょっとできないことを二人でやっていますので、7日間は、厳しかったなと思っています。初めは裁判所に行くというので、すごく堅いイメージでどうかなと思い、ドキドキしながら来たんですけども、裁判官の方や皆さんとは、すごく和気あいあいとした雰囲気でした。私は、素人ですけども、すごく丁寧に、ちょっとした質問に対してでもすごく丁寧に話してくださったので、よかったと思います。

**【司会者】**

ありがとうございました。今皆さんのお話を伺いますと、客観的には職場の環境に余裕がない中でも、職場の方々は非常に御理解がある方が多くて、結果的に参加することができ、参加した結果、とてもいい経験を積まれたというような感想を言われる方が多かったように思います。ただ、多分そういう方だけではないでしょうから、これから裁判員制度に対して広く国民の方が参加していただけるためにはどうしたらいいかということで、いよいよ本題に入っていきたいと思っています。



それでは本日のメインテーマであるスケジュールの組み方についてですが、まず、予定拘束日数、皆さんが裁判所に来られる日数というのは短ければ短いほどよいのか、それともある程度短ければそんなに変わらないのか、ある日数を超えると急に出席しづらくなる境目のようなものはあるのか、同じ日数であればスケジュールの組み方によって出席しやすさに違いはあるのか。例えば、審理開始後審理終了までの間は連続している方が望ましいのか、それとも適当な間隔で休み等が混ざった方がいいのか、それは全体の長さにもよるのか、違いがあるとすればどれぐらいの長さを超えると違いが出てくるのか。この辺りは、具体的に裁判員の日程を入れる際に我々法曹三者が非常に具体的に悩んでいるところでありますので、少しこの辺りの感触を伺っていきたいと思います。具体的に伺う前に、この件について最高裁の方で調査した結果がございます。休廷日、裁判員の日程の間に何も審理をしない日、裁判所に行かない日が混ざっていた方がいいですか、それとも混ざらない方がいいですかという質問を最高裁の方で行いました。その結果、3分の2の方、65パーセントの方が、それは審理日数によりますねという回答されております。18パーセントの方は、審理しない日、休廷日を設けた方が参加しやすいですというようなお答えをされていて、残り17パーセントの方は、連続した方が参加しやすいですというようなお答えをされているんですけれども、このデータについて皆さんの感覚はいかがですか。1番の方、いかがでしょう。

**【1番】**

やはり連続開催が長期に及ぶと、いろいろな面で支障が出てくると考えますので、これは審理日数に応じて変わってくるのかなという感じはしています。

**【司会者】**

1番の方は、審理日数によるという考えですかね。2番の方、いかがですか。

**【2番】**

私も、審理の日数が短いのであれば、連続してやっていただいているのかなと思うんですが、ただ審理日数が長い場合には、間に休みをいただいた方が、仕事の面で

もフォローとか、合間に仕事の様子も見に行けるので、職種にもよるかとは思いますが、やはり日数に応じて、間に休みを入れるかということを検討していただけたらと思います。

【司会者】

長い場合は休廷日が入った方がいいと。3番の方、いかがでしょうか。

【3番】

私も審理日数によって休廷日を入れるか入れないかというのはあると思うんですが、ただ少し疑問に思うのは、私たちは本当に普通に選ばれた人間であり、法律の勉強もしたことはない人が裁判員となってある人を裁かなければいけないという中で、被害者であったり、裁かれる加害者である人たちではない私たちの都合だけで、審理日数を短くしろとか長くしろとか、あるいは休廷を入れろということを書いていいのか疑問に思うところがあります。

【司会者】

もちろんそういうことはあるかと思いますが、裁判員の立場だけから考えるといかがでしょうか。

【3番】

私は、呼ばれば、それをオーケーしてここへ来ているわけですから、長くても仕方がなくそれに合わせるしかないと思っています。短ければいいかというのと、そうでもないし、長ければ出られませんということではなく、最初にそれは既に確認をとっていることですので、裁判所の指示に私は従いたいと思います。

【司会者】

どちらかといえばこっちの方がというようなことはございますか。

【3番】

審理日数によると思います。

【司会者】

4番の方、いかがでしょう。

【4番】

私は、どんな審理日数でもずっと出てくるかなという感じをもっています。審理日数というのは、その事件によると思うので、省略するわけにはいかないのではないのでしょうか。たまたま今日、神戸の事件で審理期間が207日という内容を目にしました。このくらいの期間になるとほとんどの人が不可能だと思うんですけど、ずっとその事件の裁判員は参加しているんですかね。207日って、週に換算すれば、例えば週に5日出ても40週ですよ。ほぼ1年近くやることになります。しかし、審理期間を省略して簡単にするのではなくて、交代して進めるというような話ですか。

【司会者】

いえいえ、省略するという話ではなくて、例えば審理に6日必要だとしますよね。例えば2週間かけてやるとして、連続してやるとなると、最初の週に月曜日から金曜日やって5日、翌週月曜日までやって6日とやるのか、それとも最初の週は月、水、金とやって、次の週は火、木とやると後者では間に休みが挟まっています。休みを挟むということは結果的に日程が長くなるということなんです。だから、審理の日数は変わらない前提で、間に休みが入った方が出やすくなりますか、それともぎゅっと縮めた方が出やすくなりますかという質問なんです。

【4番】

どちらでも変わりません。ただ、今申しあげましたように、誰でもそうですけど、200日もあると、どうするんですかね。

【司会者】

そういう問題があるので、例えば207日の場合も、休みを挟んだ方がいいのか、それとも連続した方がいいのかということになると思いますがいかがでしょうか。

【4番】

それは、長いと休んだ方がいいですよ。

【司会者】

ありがとうございます。5番の方、いかがでしょうか。

【5番】

おそらく仕事のスタイルによると思うんです。週の前半だけ忙しい人もいれば、後半だけ忙しい人もいるかもしれません。私は、平日昼間に時間を作ることができたので、飛び石は大歓迎でした。土日は仕事があり、土日の仕事をやれば平日休むというのは別に問題がないので、そういう環境次第なのかなとは思いますが。それは、審理期間の長短とは関係がなく、やっぱり休延日がある方が都合をつけやすいのかなと。ただ、1週間単位とか2週間単位でまとめて仕事をなさる方もいらっしゃると思うので、職業差は結構あるのかもしれないなと思いました。

【司会者】

職業差はあるだろうけれども、5番の方の業種ですと、休延日があった方が調整しやすいということですか。

【5番】

そうです。じっくり考える時間もできるということもあります。

【司会者】

ありがとうございます。6番の方、いかがでしょう。

【6番】

私も5日ぐらいでしたら連続の方が休みを取りやすいですけど、それ以上になってしまうと、やはり休延日があった方がお休みは取りやすいということはありません。また、だんだん、いろいろなことを考えて、何か息が詰まってくるころもあるので、自分自身のためにもお休みが欲しいかなというのはあります。

【司会者】

6番の方の場合は、5日ぐらいまでなら詰まっている方がいいけど、それを超えると、やはり休延日は混ざった方がいいということですね。

【6番】

はい。

【司会者】

7番の方，いかがでしょう。

【7番】

審理日数にもよると思いますが，私は，審理期間中はずっと裁判員として裁判所に来ているので，休廷日を入れ，そこで仕事に行き仕事モードに入ってしまうよりも休廷日なしで，時間を短く行った方が，より裁判員として集中できるのかなと思います。

【司会者】

事件のことにずっとその間集中できるという意味で，むしろ休廷日がない方がいいこともあるのではないかと。

【7番】

日程にもよりますが，1日の審理を例えば短くするとか，もちろん長いのはちょっと大変ですけど，私は，集中してやった方がいいのかなと思います。せっかく裁判員をやっていて，そのために来ていますから。

【司会者】

8番の方，いかがでしょう。

【8番】

先ほど言われた6番の方と大体同じような考え方ですが，私は，5日間くらい毎日朝9時から17時まで詰めて来まして，土日をちょっとお休みにしていただいて，それでまた月，火と2日間出まして，それからまた二，三日出ました。やっぱり休廷日は中に2日ほど続けていただいた方が集中してやりやすいと思います。

【司会者】

ある程度固まりで集中してやって，その後休廷と，そんな感じですか。

【8番】

そうです。

【司会者】

ありがとうございます。それで、先ほどの調査結果では3分の2の方が審理日程によるというお答えでしたし、本日伺ったところでも、3日とか、あるいは5日とかまでなら集中した方がいいのではないかという御意見もあったところです。それで、最高裁はさらに、何日までなら固めてやった方がよくて、何日を超えると休廷日があった方がいいのかという調査もしております。その調査の結果によりますと、3日までならほぼ100パーセントの方が連続して休廷日は設けない方がよいと回答されております。ところが、4日になると、急に八十数パーセントの方が休廷日があった方がいいという答えとなり、多数派に変わります。その後、5日目と6日目の辺りも少し大きな境目がありまして、5日目から6日目になると半減しております。さらに、7日を超えて10日の辺りにも、さらに半減というような節目がありまして、滑らかに減っていくというよりは、がくっと節目で変わっていく傾向が読み取れるんですけども、どうしてこんなふうな結果になるのかというところが我々としては知りたいところです。皆さん御自分の仕事のやり方とか、あるいは周りの方の仕事のやり方等を見て、何でこういう結果になるのか想像がつかますでしょうか。その辺りをちょっと伺っていきたいと思います。2番の方、いかがですか。

## 【2番】

職種によるかとも思います。私の場合は病院なんですけど、月曜から金曜の平日勤務の人数と土日勤務の人数が違うんです。平日の場合だと、ある程度人数が多いので、補充というか、助け合うことができるんですけど、土日勤務の場合だと、五、六人と勤務している人数がとても少ないので、他の人が休みを取らずにそこに入らなきゃいけないとなると、シフトを組むのが大変です。もし5日が月曜から金曜で、土日は特に心配しなくていいよ、私も入れますよというのであればいいのですが。5日なら連続の方が調整はしやすいです。

## 【司会者】

ありがとうございました。今のお話ですと、実際には土日に裁判をやることはないんですが、やはり土日を挟んでいると、何かあったら大変だということで、やはり

そこもシフトに入らないようにいろいろ御配慮されたりしていたということですね。

【2番】

何かあったりするのではないかとか、その間もやっぱり裁判のことを考えていないといけないのではないかというような配慮が職場の上司の方からもありました。

【司会者】

土日をまたぐ日程になるとちょっと参加しづらくなるということでしょうか。

【2番】

何かやっぱり申し訳ないなというのがあります。

【司会者】

他の方は何かございますか。4番の方，どうぞ。

【4番】

週休2日の習慣がここに出ているのではないか。裁判所へ来て，皆さん一生懸命やるわけで，仕事をやっているのと同じような，週2日くらいはやっぱり休みたいなどいうので5日から6日にぼんと落ちているんじゃないでしょうかね。それは習慣のようなものではないでしょうか。

【司会者】

1週間単位で仕事を計画される方が多いので，それをまたいで，さらに2週目となると，ちょっと参加しづらくなる方が多くなるという，そういう意味ですか。

【4番】

参加したとしても土日くらいは休ませて欲しいという意味で申し上げました。

【司会者】

実際には土日は開廷していません。この連続というのは土日もやるという意味ではなくて平日が連続してということです。ですから，月，火，水，木，金とやって，次，月曜やれば，土日は休みですけど，6日連続という意味になります。でも，そういう感覚が大事です。ありがとうございます。7番の方は，いかがですか。こういうアンケート結果になるのは，何か想像ができませんでしょうか。

**【7番】**

僕は、個人的には、土日挟むのであれば、2週間でも3週間でも連続する方が、時間は短く裁判に集中できていいかなと思います。

**【司会者】**

では、6番の方、先ほどは5日ぐらいまでなら連続の方がいいけれども、6日を超えるとちょっとというお話があったと思います。実際そう考えられる方が結構多いみたいですが、その辺りについて何かコメントはございますか。

**【6番】**

3日から4日の間に急に減っていることについて、仕事で休みを取ることよりも、私としては、何か気持ちの面で3日で一杯一杯だったこともあり、お休みが欲しいという思いがありました。仕事について言うと、お休みを取るのであれば、5日間連続して休む方が休みを取りやすいことと、それ以上になると、休みが取りづらくなってくると思います。3から4日の間に急に減るのは、それも理由にあるのかなと思います。

**【司会者】**

つまりお仕事の関係では5日と6日の間にちょっと溝があるけれども、裁判に参加するという気持ちの重さ、そういうのも考えると3日ぐらいが耐えられる限界かなというふうに思われると、そういう精神的な限界も考慮すると、この3日から4日への境目は理解できると、そういうことですか。

**【6番】**

はい。

**【司会者】**

8番の方、いかがですか。

**【8番】**

私も同じ意見です。

**【司会者】**



やはり精神的な負担ということですか。

【8番】

そうです。例えば月曜日から金曜日まで毎日集中して行い、土日をお休みして気持ちをリフレッシュして切り替え、また翌日からというように、5日間を最長として、中に2日ぐらいお休みをいただいて、それからまた月曜日から金曜日までということであれば、集中できるかなとは思いました。

【司会者】

月曜日から金曜日まで連続ということになると、こちらでは連続という意味になるのですが、それでも大丈夫ということですか。

【8番】

大丈夫です。

【司会者】

休廷日を入れる、入れないという話には法曹側の実情もあるかと思いますが、河原検察官いかがでしょうか。検察官の立場からすると、どのような影響がございませうか。

【河原検察官】

検察官の立場からすると、特に影響というものはないんですが、ただ準備の関係で、間に休廷日があると助かるなという時はあります。特に事実関係が争われている難しい事件ですと、最後に検察官の意見を述べる手続がありますが、それまでの審理の結果を踏まえて検察官の意見を整理し直して、分かりやすい資料を作ったりする時間が必要ですので、あると助かるなというふうに思います。

【司会者】

今のお話は、証拠調べが終わった後、論告までの間に休廷日があると非常に助かるというお話ですか。

【河原検察官】

そうです。

【司会者】

弁護人の立場はいかがでしょうか。

【田島弁護士】

弁護士の田島です。まず、その前に前提として質問したいんですけども、アンケートの調査対象は、一般の方でしょうか。

【司会者】

そうです。一般の方です。

【田島弁護士】

経験者の方ということではなくて。

【司会者】

未経験者も含めてです。

【田島弁護士】

未経験者を含めて一般の方を調査対象としたということですね。

【司会者】

はい。調査対象は、全国の20歳以上70歳未満の男女5000人で、全国から抽出して、インターネットを用いてアンケートをしたということです。

【田島弁護士】

分かりました。ありがとうございます。弁護人の側からの休廷日を入れる、連続した場合に入れるというのは、先ほどの検察官の意見と基本的には同じような意見になるかなと思います。ただ、例えば3日とか4日とかの場合で、ちょっと休廷日とかを途中で入れてしまうと、逆に審理が少し分かりにくくなったりとかしてしまうんじゃないかというような懸念もありますので、今回初めてグラフを見て、3日ぐらいだともう100パーセントの人が一遍にやってしまった方がいいというのは、非常によいのかなというふうには思いました。

【司会者】

裁判官からはいかがですか。

**【内藤裁判官】**

刑事第1部裁判官の内藤と申します。よろしくお願いたします。裁判官としましては、やっぱり充実した評議を行うためには裁判員の方々の負担を軽減する必要があるかと思ひますし、またその負担の中には精神的な負担、審理を連続して行って、その内容を理解するにはやはり気力的にも充実していただく必要があるでしょうし、審理の内容を十分に理解して解消する時間も必要だと思ひますので、そういう負担を考えまして、やはり休廷日を長期間にわたる事件につきましては設定することになろうかと思ひます。実際私も長期間の事件を担当させていただきまして、10日間審理期間がある事件につきましては1日の休廷期間を実際設けたという事例もございまして、そういう形になっているかと思ひます。

**【酒井裁判官】**

刑事第1部の裁判官の酒井と申します。よろしくお願いたします。今内藤裁判官からお話があったように、長期間の審理の場合には休廷日を設ける必要というのもあるかと思ひます。また、現実の問題としても、例えば証人の方の御都合によっては、どうしてもこの日は来られないというような場合があった時に、審理のスケジュールの合間というのができてしまうこともあると思ひます。ただ、そういった日を逆に休廷日に当てるといったこともできるのではないかと思ひますし、当事者の準備、先ほど検察官側からお話がありましたけれども、やはり長期間にわたる事件というのは証人の尋問というのは何人も行われるわけですから、そういった事件では、裁判員の方の御負担の軽減ということもありますけれども、当事者に充実した準備をしていただいて、それで分かりやすい審理を実現するという観点からも、そういう休廷日のような合間の日を設けることがやはり望ましいことも多々あるかと思ひます。

**【司会者】**

ありがとうございます。

それでは、休廷日があるかないかで参加しやすさが変わるのかに関するアンケート

ト結果があり、具体的に審理が何日ぐらいだったら影響があるのか、あなたは何日までなら裁判員裁判に参加できますかということについても最高裁は調査をしております。休廷日が間にあり、休みが混ざる場合の日程と、土日は休み平日は全部連続してという趣旨で休みなしの日程を入れた場合とを比較すると、3日と4日の間に大きな溝がありまして、3日までですと、休廷日があってもなくても、ほぼ4分の3の方が参加可能であるというふうに回答しております。ところが、4日目になりますと、がくっと減りまして、休廷日がある場合ですと約3割ちょっと、3分の1ぐらいの方は参加できるけれど、3分の2の方は参加できない。連続日程の場合ですと、これが4分の1の方しか参加できないというような数字に変わります。4日から5日にかけては結構なだらかですけれど、やはり5日と6日の間に少し溝がありまして、6日に増えるとかかなり減ってきます。5日の場合ですと、大体休廷日があると4分の1、連続日程だと5分の1で参加可能な方が、6日になると、休廷日があっても5分の1、連続日程ですとほぼ8分の1にまで減ってしまいます。その後は余り変わらず、なだらかに減って行って、最終的に2週間を超える15日以上日程になりますと、休廷日があってもなくてもそんなに変わらなくなってくると、こんな形で、ちょうど中間的な日程で、休廷日があるか連続してやるかで幅ができてしまうという格好になっております。

なお、ここでいう休みなしとは土日は休み、平日は全部連続してという趣旨です。

このグラフを御覧になってみて、御自分が参加された日程と比べ、参加のしやすさについて、例えば御自分は休廷日があったのか、なかったのか、もし逆だったらどうなっていたかというようなことを聞きたいと思います。もし逆だったら参加できなかったのか、あるいは余り変わらなかったのか、これについてはいかがでしょうか。1番の方は、何日参加されましたか。

#### 【1番】

私は、全8日間の審理日程でありまして、その中で連続日数が5日間ですか、丸々1週間、月曜から金曜日まで入っていました。職場もすごく協力的でした。

【司会者】

休廷日はあったわけですね。5日の後に休廷日があったということですね。

【1番】

5日の後に、土日を挟んでいます。5日目が金曜日でしたので、次が土日で、また連続2日というような感じですか。

【司会者】

7日目と8日目の間には、評議も何もしない日があったのですか。

【1番】

そうです。

【司会者】

その日程については、いかがだったでしょうか。

【1番】

全日程が8日間で、参加していて特段長かったかなという感じは持ってはいませんが、ただ、2週間のうち1週間は、5日間連続しての開催だということがあり、正直ちょっと自分自身の集中力もだんだん欠けてきているのかなという点と、あと自分自身の、そろそろちょっと負担が掛かってきているかなということは感じていました。早くこの1週間を乗り切れれば、次は少し楽な日程に移るという気持ちを持ちながら臨ませていただきました。

【司会者】

最初の5日間はハードだったということですね。

【1番】

はい、そうです。

【司会者】

2番の方、いかがでしたか。

【2番】

私は、水、木、金、火、水、木という日程でした。月曜日が祝日だったのか休廷日

だったのか、休廷日だったのかな。でも、結局この期間の仕事を全部休みにしてもらっていて、間に一度も仕事に行っていないので、水、木、金という3日間に続いて、間に休みがあり、体と心を休め、いろいろ考えることもできました。ただ水、木、金に続けて、火、水、木なので、水、木のところが1週目と2週目で丸々重なるため、同じ曜日が2週連続することを仕事上把握できていなかったのも、土日の休みを挟んでいたのはよかったです。

【司会者】

要するにお仕事によっては曜日ごとに自分のお仕事が決まっているお仕事があって、だから同じ曜日がなるべく重ならない方がいいということでしょうか。

【2番】

私の仕事について言えばそうです。

【司会者】

3番の方、いかがでしょう。

【3番】

私の場合は、月曜から金曜まで5日間連続ということでした。私の仕事は、土日が休みではないのでちょうどよかったかなと思います。ただ、職柄や職種によると思います。

【司会者】

では、土日にお仕事があるような方は、むしろ平日に固めてもらった方がありがたいということですか。

【3番】

はい。

【司会者】

それは、体力的にはきつくなかったですか。

【3番】

私は、始発電車で行くような職種なので、それに比べると、裁判所へ来るために必

要な時間や集合時間には余裕があり、むしろすごく体が楽だったので、私としては全然苦にもならなかったです。

【司会者】

4番の方、いかがですか。

【4番】

私の審理日程は、火、水、木、金でしたが、月曜日に抽選をしたので月曜日にも一応日程上拘束はありました。火曜日から、土日を挟んで、月曜日の午前中に被告人の最終陳述が終わって、その後連続し、そして評議、3日間置いて判決だったと思います。土日の休みがあったので、余分に休む必要はないと感じました。

【司会者】

個人的には余り御負担を感じられずに御参加できたということですか。

【4番】

非常に興味深い初めての経験なので、裁判官の話とか、検察官、弁護人の話とか、語弊があるかもしれませんが、興味深く、楽しみながら参加させてもらっていたものですから、休む必要を感じませんでした。

【司会者】

ありがとうございます。5番の方、いかがでしょうか。

【5番】

抽選の日はいれないんですよね。

【司会者】

そうです。

【5番】

そうすると、実質プラス1日という感じになりますね。

【司会者】

そうですね。選任の日は別に考えてください。

【5番】

そうすると、私の審理日程は、飛び石だったのでよかったです。具体的には、月、水、金と審理で、翌週は月、火、水、木と評議の予定が組まれていましたが、木曜日はキャンセルになり、翌週に判決というように間が空いていました。

【司会者】

休延日を有効に活用できたということですね。

【5番】

そうです。ただ、やっぱり抽選日が1日プラスになるので、私は連続ではありませんでしたが、連続だと、例えば月曜日から始まったとして、1週間丸々職場に行けないという人にとっては負担なのではないかと思います。4日でも、1日抽選日を入れると5日になりますし、3日か4日で、その週に1回でも会社に顔を出せるか出せないかというのは大きいのではないかなと思います。飛び石の方が、職種によると思いますけれど、職場に対する迷惑の掛け方が少し和らぐような印象はあるかと思います。

【司会者】

1週間に一度職場に顔を出す機会があると、やはりそこで仕事の負担をかなり軽減できるということですか。

【5番】

そうです。1日ではちょっと厳しいと思うので、2日ぐらいい間に顔を出せる方が理想なのかなとは思いますが。それも職種によるとは思いますが。

【司会者】

6番の方、いかがでしょう。

【6番】

私は、月曜日から金曜日の5日間でしたが、ゴールデンウィークのちょうど前の週だったので、長期のお休みをいただくことになってしまいました。2週間お休みになるのはちょっと他の人には申し訳なかったかなというのはありました。ただ、最終日の金曜日は午後から裁判所に来ることになったので、急遽午前中は仕事に出



られたのでよかったかなと思います。

【司会者】

先ほど5番の方が言われた、週の中で1回顔を出す機会があるかないとでは違いますか。

【6番】

違います。あった方がいいと思います。

【司会者】

7番の方、いかがでしょう。

【7番】

私の場合は、水、木、金と、土日を挟んで月、火、そして1日休みが入って木曜日という形でしたけど、特に違和感はありませんでした。一つよかったのが、その1日1日の中に、効果的に休憩時間があり、気持ちの面でもその間リフレッシュできたかなと思います。お昼休憩もある程度取っていただいて、その中でいろいろ皆さんとお話のできたので、気持ちよく過ごすことができました。1日お休みはありましたが、よかったのかなと思います。

【司会者】

休廷日があり、審理自体は結構詰めて入っていたけれども、その中の日程で休み時間があって、そこでリフレッシュができたということですか。

【7番】

そうです。裁判官の方ともいろいろとお話しさせていただく中で、リフレッシュができたのかなと思います。最初は緊張しましたが、話しやすい雰囲気でしたので、別に嫌だなとも思いませんし、気持ちの面でもリフレッシュできて、よかったかなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。8番の方はどうでしょうか。

【8番】

私は、月曜日から金曜日まで5日間連続で、それから土日お休みを挟みまして、それからまた月、火とありまして、それで判決の日が1日、その判決の日に被告人の方に少しアクシデントがありまして、その日に判決ができなかったんです。そこで、また少し日にちを置いてから1週間ほど経って判決が行われましたので、もう1日延びました。判決の日が、また翌日ということでしたら厳しいかなと思ったんですが、1週間ほど延びまして、私個人としてはよかったです。

【司会者】

今のお話ですと、アクシデンタルにもう1日追加するという場合は、連続じゃなくて、むしろ1週間ぐらい空けた方が調整はしやすいということですか。

【8番】

はい。

【司会者】

ありがとうございます。それでは、今選任の日と審理が始まるまでの日がちょっと空いた方がというお話も出たので、その点について議論したいと思います。千葉地裁で実際に行われた裁判員裁判を調査し、選任の日から第1回期日までどのぐらいの日を置いているか平均値をとってみました。純粹に日数がどれぐらい空いているかという日数と平日の数についてです。例えば金曜日に選任をして、月曜から審理が始まるという場合は、土、日、月ですので、日数としては3日、平日数でいうと1日空いているということになります。平日に選任と第1回公判を続けて行った場合、平日としては連続していますので日数平日数とも1日ということになります。ゼロというのは、選任を行ったその日のうちに第1回も行ったということです。例えば、午前を選任して、その日の午後から審理が始まるという場合が零日です。翌日から始まるというのが1日ということになります。ですから、金曜日に選任をして、月曜日から始まるというのは、日数でいうと3日、平日数でいうと1日という数え方で、一体どれぐらい空いているかを調査しましたところ、平成21年、裁判員が始まった年はほとんどということで、選任したその日からすぐ審理が始まるという扱

いが非常に多かったことが分かります。平成22年ぐらいになりますと、1日ぐらい空けることが多くなってきて、徐々に、この間が空いていないと日程が調整しづらいという裁判員の皆さんの声を受けて、裁判体では徐々に日数を空けるようになっております。現在大体平均して4日以上、土日を除いても2日ぐらい空けているところが多いというような結果になっているわけですが、この数字を御覧になってみて、これでは足りないと思われるか、それともこれぐらい空いていれば何とかなるというふうにお感じになるか、ちょっとその辺の感触を伺っていきたいと思います。また1番の方から伺ってもよろしいでしょうか。

**【1番】**

私の仕事について申し上げますと、今回の選任から期日までの日数に関しては、特段何も支障はなかったです。

**【司会者】**

2番の方、いかがでしょう。

**【2番】**

私の場合、仕事柄大体シフトを組む上司が、木、金ぐらいに誰がどこにつくかという大体1週間分のシフトを組むので、次の週にちゃんと伝わるように土日を入れる場合には、4日、5日ぐらい前には日程が決まっていると職場に迷惑が掛からないのかなと思いました。

**【司会者】**

土日込みで4日ぐらいということですね。

**【2番】**

そうです。土日を入れるのであれば。幾ら人数が多くても、他の人をお願いしたりする必要があると思いますので。

**【司会者】**

具体的に空いている日数自体が問題なのか、それとも土日は取り除いて、平日の数だけで考えた方がいいのかという点はいかがですか。

【2番】

曜日の方が影響あるので、だから土日は最悪誰かと交換という方法も考えたりはできるんですが、そういうことも含めて、あなたは裁判員に選ばれましたとなったら、来週月曜から始まりますとか、火曜日から始まりますというふうになるとその間に準備ができると思います。

【司会者】

週の初めの方に分かることが望ましいということですか。

【2番】

そうです。その方が一番いいですかね。

【司会者】

3番の方、いかがでしょう。

【3番】

私も木曜日に決まって、金、土、日、3日間ですね。月曜日から審理でした。2番の方が言われたように、職種にもよると思いますが、私の場合、一応365日休みがない現場なのですが、庶務は土日が休みになるので、木曜日の決まった時点でシフトを押さえてもらうようにするにはちょっとぎりぎりです。決まった時点ですぐに携帯で職場にかけて、仕事をとめてもらうような形をとったので、やはり先ほど言われたように、週の初め頃に決まって、その翌週辺りからというのが私は一番理想的だなというのを感じました。

【司会者】

週の初めというと、遅くとも水曜日ということですね。

【3番】

木、金、そうですね。2日間あれば。

【司会者】

4番の方はいかがですか。

【4番】

私の場合は、多分事件が立て込んでいたんだと思うんですけど、裁判員裁判の抽選が二つありました。抽選で当たったら明日から裁判員裁判ですというスケジュールが最初から決まっていて、だからそういう意味では皆さん覚悟して来ていたのではないのでしょうか。私はそういう気持ちで行きました。そういう意味では、最初からスケジュールが立てやすかったんじゃないかなという気がしています。当たってから何日かある方が、それは周りとの調整というのはしやすいですね。最初から、当たるか当たらないかは分かりませんが、仕事休むよとか、当たった場合、そういう説明というのは周りに対しても難しいと思います。

**【司会者】**

一般論としてはやはり選任の日から公判が始まるまでは空いた方がいいだろうけれど、御自身は最初から予定していたので、さほど影響はなかったということですか。

**【4番】**

そういうことです。

**【司会者】**

5番の方はいかがでしょうか。

**【5番】**

多少記憶が曖昧ですが、恐らく木曜日に抽選があって、私の場合は金曜日からすぐだったような記憶ですけれど、もう最初からそのつもりでいたというところもあって、やりたいと思っていたという自分の心情もあり、休むぞという宣言をして、会社ではそれを前提にシフトを組み準備をしていました。ただ、空いた方が一般的にはいいのかなというふうには思います。私自身、確かに予定を見たとき、翌日からかというような印象は受け、ちょっと乱暴だなと思いました。

**【司会者】**

6番の方、いかがでしょう。

**【6番】**

私は、水曜日に選任されて、次の週の月曜日からだったので、2日空いたので、私の場合は全然問題ありませんでした。代わりもないので、ただお休みしますという感じでした。もし仮に、金曜日に選任されて、月曜日からだったら、土日がお休みなので、難しかったと思います。

【司会者】

水曜日だったというのは大きいですか。

【6番】

そうです。休みの前じゃなくてよかったです。

【司会者】

7番の方、いかがでしょう。

【7番】

私も5番の方と同じで、もう通知が来た時点で、やるつもりというわけではありませんが、選任されたらこういうスケジュールだよという話は事前に職場にしていたので、裁判員に決まった時には、決まったよという形で済みました。ただ、社内的には、やはり休む時は事前に申請を出さなければいけないので、準備をする間がある方がいいのかなとは思っています。例えば平日であれば、準備期間として2日間ぐらいがベストかなと思っています。

【司会者】

8番の方、いかがでしょう。

【8番】

私も7番の方と一緒に、選任された時点で職場の方には、抽選に当たるか当たらないかは分からないけれども、その時点で、いつからいつまでお休みをいただきたいという話はしてしまっていて、もし抽選で外れたら、出勤するということについては、いいですよということで、事前に話ができているのがよかったです。私の選任期日は木曜日で、その翌週の月曜日からだったので、その前に話ことができました。

【司会者】

そういう条件付きでいろいろお話をされていたということもあって、スムーズにできたんですね。

【8番】

はい、そうです。

【司会者】

ありがとうございました。曜日が大事だというお話は、お話を伺うまでちょっと我々が余り想像したことがなかったのも、非常に参考になりました。やはり前の週に翌週のシフトなどを決められる職種の方が結構いらっしゃるんですね。

それでは、次の話題に行きたいと思います。最初に御説明したとおり、予定日数が延びている背景には、公判の入れ方や評議の日程の組み方がこの10年で変わってきているという傾向がございます。先ほど7番の方からお話があったとおり、今は裁判員の方がゆったり過ごせるように余裕を持った日程というのを組んでいることが多いわけです。ちょっとデータを御覧いただきたいと思いますが、まずこの千葉地裁で1事件当たりの公判回数がどのように変化してきたかということですが、施行当初は3日ぐらいで終わるケースが多かったわけですが、平均してだんだん公判回数が延びてきております。今は、平均しても大体5日ぐらいやるという事件が多くなってきており、公判の回数自体は増えています。実際の公判の時間はどうなのかといいますと、ちょっと特徴的なグラフになっておりますが、平成21年から平成22年には大きく上がってしまっていて、公判時間が長いということは1回当たりの公判時間が長いので、つまり1回来たらかなり法廷にいる時間が長いという意味になります。ところが、平成22年から平成25年にかけては徐々にグラフが下がっているのが分かります。つまり公判の回数は増えたにもかかわらず、公判の時間は減っているということなので、ここは裁判所が審理をかなり絞り込んで、公判の回数は増やしたけれども、実際に法廷にいる時間は短くしたということになります。これがその後また長く延びてきておしまっていて、今はかなり公判の時間が長くなってきています。それでは、1回当たりの公判時間はどうな

っているかということなのですが、1回当たりの公判時間は平成24年までは若干上がりぎみでしたが、平成27年から平成28年にかけては徐々に、徐々に下がっていき、出てきてもそんなにタイトではないスケジュール、割と休み時間とかが多いスケジュールで組んできたんですけども、ここ2年、平成29年、平成30年はまた詰め込み型に変わってきているという感じになります。皆さんが出られたのは大体平成29年の事件から平成30年の事件だと思うので、ちょっと上がりぎみのところで出られたと思うんですけども、実際に公判審理に参加してみて、これはかなりきついな、詰め込み過ぎだなというふうに感じられたか、あるいは割とゆったりしていて、余裕が持てたと、もうちょっと詰まっても大丈夫だったなというふうに感じられたか、その辺の感想を伺ってもよろしいですか。また1番の方からお願いいたします。

**【1番】**

私の場合、途中で休廷が数回組み込まれていました。また、1回の公判の時間は、最大でも1時間程度だった気がします。平均したらもっと短かったかもしれません。審理に当たってはちょうどよかったのかなという感じはしております。

**【司会者】**

1番の方はちょうどよかったということですね。2番の方はいかがでしょうか。

**【2番】**

私は、第1回の公判が15時55分までの予定で、他が17時までというスケジュールでした。17時までとなっていた場合でも、それよりももうちょっと早くに解散というふうな形で帰らせていただく日もあったと思います。17時まででは、皆さんが仕事をやられている時間なので、そこまで遅いという時間帯でもなくよかったと思います。

**【司会者】**

休み時間の頻度はいかがですか。

**【2番】**



休み時間の中にみんなの意見を取り入れて、裁判官と一緒にお昼を食べた時に意見を聞けたりすることもありました。いろんな職種の方がいらっしゃるため、自分の気付かないところを聞けたりもしたので、そういう点では特に休み時間が多いなという感じはしなかったです。

【司会者】

いずれもちょうどよかったということですか。

【2番】

はい。

【司会者】

3番の方、いかがですか。

【3番】

私も5日間あった中で、3日目がちょっと早く上がったということが、気分的に、また精神的にも肉体的にもとても楽だったので、ちょうどいいのではないかなという感じがありました。休憩時間については、皆さんで討論しているとそれを忘れてしまうほどで、裁判官がこちら辺で1回休憩しましょうかというぐらい皆さんとの話合いに熱が入っていましたので、別に苦痛ではなかったような気がします。

【司会者】

割とちょうどいい日程だったと。

【3番】

私にとってはちょうどいい日程でした。

【司会者】

4番の方、いかがでしょうか。

【4番】

1日の間に休延の時間が7回とか5回とかありました。私らは素人ですから、その間ずっと物の考え方とかいろんなことを裁判官から教えてもらいました。このくらいあったからついていけたというか、理解を十分できたし、ちょうどよかったか

など思っています。

【司会者】

5番の方，いかがでしたか。

【5番】

私は，自分の仕事が割と長く連続してやることが多いものですから，休憩を割と入れて細かく区切るんだなという感じで，特に長いということもありませんでした。確か時間が押して終わりが少し延びた日もありましたが，特に長かったという印象は残っていません。

【司会者】

御自分のお仕事と比べて，休みを取り過ぎとまでは感じられなかったですか。

【5番】

取り過ぎというよりも，こういうものなのだろう，違いがあるんだなという感じでした。

【司会者】

違う仕事をするのであれば，これぐらい休憩があった方がいいかなという感じですか。

【5番】

そうですね。最初は，ちょっと休憩が多いなという印象がありました。しかし，休み過ぎだという印象はありません。

【司会者】

6番の方，いかがでしょう。

【6番】

私もちょうどよかったと思います。

【司会者】

7番の方，いかがでしょう。

【7番】

私も休憩時間はちょうどよかったかなと思います。少し気になったのが、休憩の回数は多いんですが、検察官や弁護士の方々が時間を気にしながら陳述等いろいろやっていたので、もう少しやりたいのかなとか、もう少しお話ししたいのかなと感じました。休憩時間も大分多かったので、逆に、検察官や弁護士の方々がもう少し意見や陳述についていろいろお話ししてもよかったのかなと個人的には思っていました。

【司会者】

もう少し詰めてもよかったんじゃないかということですか。

【7番】

そうですね。被告人の一生に関わることなので。弁護人や検察官の方々も時間を気にしながらやっていたのでいろいろお話をしたいことがもう少しあったのかなと思いました。

【司会者】

時間を気にされている様子だったので、そういう気にするぐらいだったら思う存分やった方がいいのではないかなと。

【7番】

そうです。私は、やっぱりそこはしっかりと、もう少しやってもよかったのかなと個人的に思っていました。

【司会者】

8番の方、いかがでしょう。

【8番】

私もちょうど良かったです。ただ、2日目に少し時間が押しまして、5時半ぐらいまで掛かりました。休憩時間について、2日目はちょっときついなと思ったんですけども、他の日は休憩時間もちょこちょこ入っていたので、助かりました。良かったです。

【司会者】

全体としてはちょうどよかったけど、やっぱり5時半ぐらいまで押した日はちょっときつかったですか。

【8番】

ちょっときつかったです。

【司会者】

法曹三者の立場から、公判日程の入れ方についての実情をちょっと御紹介いただけますか。検察官、いかがでしょう。今、時間を気にして、言いたいことを言えないのではないかという御意見もありましたがいかがですか。

【清水検察官】

聞いてみたら証人の方が非常によくお話しされるというようなこともあって、やむを得ず延びてしまうという場合も少しあるんですが、できるだけ時間は守るようにして、当初予定している時間でおさまるよう計画どおりにするようにしています。

【司会者】

検察官としては、今の千葉地裁の日程の入れ方にどのような感想をお持ちでしょうか。

【清水検察官】

どれくらいの時間欲しいですかと必ず聞かれますので、これくらいの時間欲しいですと言ったら、それが大幅に削られるということは余りないので、特に不満はありません。

【司会者】

ちょうどよくやられていると。

【清水検察官】

はい。

【司会者】

弁護人の立場はいかがですか。

【小川弁護士】

弁護人としましても、時間をきちんと守って、進行には協力したいと思っています。休憩については、やはり適度に休憩が間にあった方が、私たちが伝えたことを一つ一つ理解していただくことができると思います。例えば主尋問をやった後に、そこを理解した上で反対尋問と進んでいただいた方がこちらの伝えたいことが伝わると思うので、休憩はやはり入っていた方がいいのかなというふうに感じています。

**【司会者】**

では、裁判所の立場はいかがですか。

**【酒井裁判官】**

刑事第1部の裁判官の酒井です。裁判所の方も、検察官や弁護人から聞いた後、補充の質問ということで裁判員の皆さんあるいは我々裁判官が補充質問するという時間がありまして、やはりこれも基本的に時間を守るように意識はしているんですが、どうしても最後判断する立場から、裁判員の方々もいろいろと熱心に被告人本人あるいは証人の方々に聞いてみたいということがたくさん出てきますし、あるいはそういった裁判員の皆さんの質問を受けて、裁判官の方も、これも聞いた方がいいかな、これも聞くべきだろう、ここで聞かないと後で評議の時に疑問を残してはいけないということで、どうしても予定よりも長くなることはあるかなと思いますが、その点はやはり全体のバランスも意識していますので、時間が詰まっているというような場合には、そこら辺は抑制的に聞きますし、あるいは結構時間が予定よりも早く消化しているケースもありますが、そういった時は、逆にそのせっかく空いた時間を生かして、疑問を残さない審理をしたりという形で柔軟に使っているかなというふうに思います。休憩の時間は適宜皆さんに取っていただいている、そこは評価していただいたかなと思いますが、休憩の時間も、純粹に頭を休めるというところに当てた方がいいか、それとも次に裁判官あるいは裁判員が聞くための質問を考える場に当てた方がいいか、ここはなかなかそれぞれの方々によって考えが分かれるのかなと思うので、もう少し休憩を長目にとるという考えもあるのかもしれないかなとは思っているのですが、やはり全体のスケジュールというのも意識したいと

ころですので、その点が日々悩ましいと思いながら事件の進行管理に取り組んでいるというところでしょうか。

**【内藤裁判官】**

休憩の関係は、やはり裁判員の方もお疲れになるでしょうし、水分補給やお手洗いに行っていただくということもある点と、弁護人がおっしゃったように、審理の中で行ったことについて自分の中で解消するという点で、やはりある程度の時間を確保するのは重要なというふうに思っています。ただ、審理期間がかなり長くなってしまうと、特に審理が連日的に長期間予定されるような事案であれば、やはり精神的だったり肉体的な負担はかなり大きくなると思いますので、そういう事案につきましては、できるだけ早く帰れる日を設けたりといった負担感が多くならないような形での公判時間が確保できるようにこちらの方としては工夫しているというところであります。また、その際には、当事者の立証活動を制限するような形ではなくて、重要なところにポイントを絞っていただいて、やれることはちゃんとやっていただくというようなスタンスで臨んでいるというところですよ。

**【司会者】**

今弁護人の方と裁判官の方から、休み時間の過ごし方として、それまでの審理の頭の整理に使うというような効用もあるんだというお話があったわけですがけれども、実際に参加した皆さんは休み時間をどう過ごされたのでしょうか。純粹に休むことに使われたのか、それとも裁判官と何かその前の審理をめぐって整理したりする、いわゆるお勉強的なことに使われたのか、その辺は実際にどうで、どう感じられたのかというところを少し伺いしてもよろしいですか。1番の方、いかがですか。

**【1番】**

休み時間については、行われた審理に対する皆さんとの意見交換の時間を若干取っていただきました。これはこれで、自分としては非常によかったなと感じております。その他にも全く審理の内容から外れた純粹な休憩も少なからず自由にいただけましたので、スムーズに休むことも、また自分が疑問に思ったことも解決できて

いたのかなと感じています。

【司会者】

両方あってよかったという御意見ですかね。2番の方はいかがですか。

【2番】

私は専門的な知識がなく、例えばこういう場合にこういうふうには被告人に質問してもよいかといった疑問が生じた場合、休憩の時に裁判官に聞けたりすることもできました。また、それ以外にも普通に御飯やお手洗いの時間等を確保しながらも、和やかな雰囲気でも休憩もできたので、バランスよくお話ししやすい環境で意見も交換できて、全くストレスにはならなかったです。

【司会者】

3番の方、いかがでしょう。

【3番】

私の場合、休憩時間には喫煙とかで出られる方もいましたけど、裁判官の方がかわるがわる待機してくれていたのでも、私の場合はそこにずっといて、その時に少し疑問に思うことを素直に聞くことができ、個人的にはすごく休憩がよかったなというのがあります。また、余り事案を詰めていってしまうと、どうしても何か行って来いというような感じで、もとに戻っていた感じだったので、そこに休憩を入れてもらえると、自分で休憩時間中に整理をすることができ、それがすごくいいなという感じを受けました。

【司会者】

4番の方、いかがですか。

【4番】

同じ意見です。休憩時間は、裁判官が我々をリラックスさせながらいろいろ教えてくれるというか、勉強させていただいたという時間で、非常に有意義な、本当に回数も多かったんですけど、これがなかったら消化不良のままどんどんいくような感じになっていたのではないかなという感じがしまして、本当によかったです。

【司会者】

5番の方，いかがでしょうか。

【5番】

私の事件は，内容が重たいということもあったのか，弁護人の方が私選の方で余り慣れていないのか，結構ばたばたしたのです。裁判長が，毅然とそうじゃないでしょう，こうでしょうということをおっしゃっていて，それを見ながら私自身混乱した感じが少しありましたので，整理する時間が有効でした。

【司会者】

今行われた手続について，休み時間中に裁判長から解説をしてもらったということですか。

【5番】

そうです。何がだめで怒られているのかとか，何を言いたいのかということがよく伝わりにくい時間が結構あったので，それはすごく重要だったというところはあります。

【司会者】

6番の方，いかがでしょう。

【6番】

私は，法廷にいることだけで緊張しちゃっていて，何か一生懸命聞いてはいたのですが，休憩の時にのみ砕いてお話ししてくださったので，それでようやく理解ができるというような感じだったのと，あと昼休みは本当にリラックスしてお話しできたのと，あとは午後からのこういう話をするというのもその場でお話ししてくれたので，それはすごく理解できてよかったです。

【司会者】

7番の方，いかがでしょう。

【7番】

私も休憩時間に，さっきも申し上げましたけれど，裁判官と気さくに話す機会が



あって、そういう中で、今回の裁判はどうでしたとか、どう思いましたという形でいろいろ話し掛けてくれたので、いい休憩時間を設けていただいたなと思っています。時間的にも、少し長いのかなという時はありましたけど、今思うとそういう時間もあってよかったなと思います。

【司会者】

8番の方、いかがでしょう。

【8番】

私もバランスがとれていてすごくよかったと思います。裁判官も丁寧に分かりやすく教えてくださいましたし、周りの方も和気あいあいとして、少し冗談を言ったりとか、裁判以外のプライベートの話をしたりとかして、すごくバランスがとれていて、とてもいい休憩時間を取れたので、うれしかったです。

【司会者】

皆さんの意見をまとめると、休憩時間は多かったけれども、それなりに手続の解説であるとか、息抜きであるとか、有効に活用できたということで、今の休憩時間の入れ方はかなり適切であると、そういう御感想が多かったようですね。

今度は評議の話に入っていきたいと思います。裁判員裁判の日程が延びていることは、公判回数が延びたということもあるんですが、実は評議の日数が非常に延びているというのが実情としてあります。千葉地裁のデータによれば、平成21年頃は、評議の専用日数、つまり審理はしないで評議だけをしたという日が何日あるかということ数を数えると、ほとんど半日程度しかなかったわけです。なお、この評議の専用日数には審理が早く終わって評議をした日というのは含みません。ところが、今はたっぷりと評議専用の日を取る事件が増えてきておりまして、評議のためだけの日を3日ぐらい取る事件が多くなってきております。評議日数については、これだけ増えているわけですがけれども、評議時間については、平成27年頃まではトータルの時間はそれほど延びてはおりませんでした。したがって、平成27年頃までは評議時間は変わらずに日数だけが延びたということなので、評議のための日数は

取るけれども、そんなに詰めて、朝から晩までやるわけではないという日が多かったということでございます。ところが、平成28年以降はみっちりと評議をする日が増えてきて、平成29年、平成30年とかなり上がってきております。ですから、かなり評議のための日も取っているし、取った日はかなりみっちりと評議をしているという傾向になっているわけです。1日当たりの評議時間というのは、平成27年頃まではずっと下がってきておりますので、余りだんだん長く評議しない傾向になってきていたわけですがけれども、最近はまだ徐々に上がりつつあるというデータになっております。ここで皆さんにお聞きしたいのは、実際に御自分が参加された評議の日程で、どれくらいみっちり評議をされたのか、どのくらい休みを取られて評議をされたのか、それについて御自分はどれくらい疲れたとか、充実感があつたとか、どういう御感想を持たれたか、この辺りをお伺いしていきたいと思っております。では、また1番の方からお伺いしてもよろしいでしょうか。

**【1番】**

私の場合は、評議日程は2日と半日になると思いますが、この半日の評議が終わった後にちょうど土日を挟んでいまして、2日間お休みをいただいて、月、火と評議でした。日数的には非常に自分としてはちょうどよくて、自分なりに当初の振り返りもできたし、他の方の考え方も聞くこともできた2日半だったのかなと感じています。

**【司会者】**

その2日半は、かなりみっちりと評議をされたわけでしょうか。

**【1番】**

2日間については、朝10時から16時半まで、昼休みを除いて5時間程度だったと思います。

**【司会者】**

それでちょうどよかったと。

**【1番】**

はい。

【司会者】

2番の方はいかがですか。

【2番】

私の場合、思っていたよりも結構時間を設けるのだなというふうに感じました。私の事案では、評議の時間が多くとられていたのかなという、別にそんな長かったなというわけではなく納得のいく時間だったのかなと思います。

【司会者】

割とゆったり目の日程だったということですか。

【2番】

タイトという感じではなかったです。

【司会者】

3番の方、いかがですか。

【3番】

私の場合は、午前中に最終弁論と最終陳述があって、それが終わって午後から評議がありました。その日は評議といっても、翌日は丸1日評議に入るので、こういうことをやります、ああいうことをやります、こういったものを皆さん考えてくださいということを前もって、宿題じゃないですけど、出されて、その日は早目に終わりました。次の日は、丸1日評議でしたが、やはりこれも種類によると思うんですけども、私の場合は熱の入った討論が丸1日できたので、これが2日、3日になると多分中だるみしてしまうと思うのですが、妥当な日数だと思いました。

【司会者】

かなりコンパクトに詰め込んだ日程だったけども、それで非常に充実していたと。

【3番】

そうです。裁判官が前もって、説明してくれて、これについて考えてくださいということ言われたので、皆さん他の裁判員の方も、それを考えながら次の日に臨ん

で評議をしました。内容は濃く、少し言合的のところもありましたけれども、結局最終的には皆さんが納得する形が出ましたので、私は日数的にはよかったかなと思います。

【司会者】

4番の方、いかがでしょう。

【4番】

評議は2日半でした。皆さんの理解のためにすごく裁判官さんは努力されていると感じました。2日半の時間は必要だったのかなと感じました。

【司会者】

5番の方、いかがでしょう。

【5番】

私の場合、最初、評議は4日間の予定と聞いていましたが、結果はみっちり3日間でした。3日間みっちりやりながら、休憩時間にみんなで、はあって少しため息つきながらやっていくぐらいだったので、あのぐらいは必要だったかなという感じでした。

【司会者】

かなりハードだったけど、それぐらい必要だったかなという感じですか。

【5番】

そうです。

【司会者】

6番の方、いかがでしょう。

【6番】

私は、火曜日のお昼から金曜日のお昼までの予定だったのですが、木曜日の5時で全て終わったので、金曜日の日は判決だけになり、割と話合いもスムーズに行われました。きちんと1時間に一度は休憩も入れていただけたので、気持ちの面でも大丈夫でした。

【司会者】

7番の方，いかがでしょう。

【7番】

私の場合，約3日強だったんですが，土日を挟んでいたのので，その2日間，ちょっと頭を休ませ，少し考えて月，火，どうしようかなという時間ももらえました。土日を挟んだ3日間だったというのがよかったと思います。

【8番】

私の場合は，3日半でしたが，皆さんの意見が割れたりする中で裁判官の方が何回もアンケートを取ってくださって，結構3日間でいろんなことを考えられたのでよかったです。

【司会者】

皆さんの御意見をまとめますと，長い方から短い方までいろいろだったわけですが，その事件にそれぞれ合った期間が設定されていて，かなり充実した時間を過ごされたという方が多かったですかね。

それでは，今後裁判員制度の日程を法曹三者が考える場合にこういうことに留意していただきたいということがもしあれば，何か一言ずつお願いいたします。1番の方，いかがでしょうか。

【1番】

日程ですか。

【司会者】

日程の組み方についてですね。評議の時間を長くとか，あるいは審理の時間も余裕を持ってとか，いろんな要望があると思うんですけども，なるべく日数を短くとか，いろいろな立場によって違いがあると思います。

【1番】

日程に関しましては，当然短ければ短いほど参加がしやすくなると思います。ある程度の期間に及ぶような審理の場合だったら，やはり間に少し長い休みではない

ですけれども、そういったものも考慮していただけると、より参加しやすくなるのかなと思っております。審理の時間につきましては、私の場合は10時から16時半という時間帯がほとんどでしたが、裁判所に来る時間や裁判所にいる時間帯を考えても、ちょうどよかったのかなというふうに感じております。

【司会者】

2番の方、お願いします。

【2番】

私は、10時から17時までという時間帯については特にありません。曜日について、選任手続の時には週の頭に選んでいただいて、始まるのは来週という形に組んでいただけると、仕事も休みやすくなるかなとは思いました。日数とか、裁判の事案によって、どうしても日数が長くなってしまうこともあると思いますし、裁判官の日程等もあると思いますが、この点を少し考慮していただいて組んでいただけたらありがたいかなというのは今日お話しして感じました。

【司会者】

3番の方、お願いします。

【3番】

私は、日数についてもベストじゃなかったかなと思います。ただ、先ほども言われたように、要するに選ばれる日を水曜日辺りまでに決めていただければ一番参加しやすいのかなとは思っています。要するにその後の日程が組みやすいので、仕事場とも調整することもできますので、やはり週の真ん中、水曜日ぐらいまでに決めていただくようにしていただければ、もっと参加しやすくなるのかなと思います。

【司会者】

4番の方、お願いします。

【4番】

裁判官はプロで、いろいろ勉強させていただいて非常によかったです。余りここをこうしてほしいというのは思い付かないです。

【司会者】

5 番の方，お願いします。

【5 番】

日程の長短，長いから参加しにくいとかいうのもあると思いますが，できるかどうかは分かりませんが，できれば選択の余地がある，例えば最初から3 択みたいになっていて，これなら行けるけど，この日程ならだめとか，長くてもこの時期なら行けるとか，あると思うんです。私は，1 月だったんですが，1 2 月が繁忙期なので，仮に1 2 月だったらまずかったなというのはあったんですが，1 月だったら何とかなるかなというのもありました。やりたい気持ちがある人はもちろん多いと思うので，ここしかだめです，これでどうですかと言われるよりは，こことここでどこなら大丈夫かと言われる方が参加しやすいのかもしれないなと思います。

【司会者】

6 番の方，お願いします。

【6 番】

私も同じです。主婦の場合，4 月だと，子供の入学式と重なったりするので，先ほどのお話のように選べたら参加はできるんじゃないかなというのと，あとは選任手続はやっぱり水曜日ぐらいまでにさせていただいて，次の週からだといいと思います。

【司会者】

7 番の方，お願いします。

【7 番】

評議については，先程も言ったように，被告人の一生に関わることなので，ある程度密にやった方がいいのかなと思います。ただ短くするのではなくて，私が逆の立場だったら一生懸命考えてほしいというのもあり，やはり評議のところはしっかりやった方がいいのかなと思います。今回，私がそうだったように，土日を挟んだ評議を取り組んだ方が考える期間があつていいのかなと思います。

【司会者】

8番の方、お願いします。

**【8番】**

私もやはり日程とかで選択の余地がある方がいいと思いました。私の周りでは、裁判員について絶対に嫌という方が大多数です。だから、そういうものではないよということをもっとアピールできればなと思っております。

**【司会者】**

ありがとうございました。これから裁判員になる方へのメッセージをお願いします。

**【1番】**

よかったと言うべきか、ちょっとその辺は微妙なんですけど、当時自分が候補者に挙がり選任された時、正直不安はありました。法廷の中に入っていくんだとか、いろいろ自分の頭の中で考えましたけれども、実際にやってみて、自分が想像していた裁判所のイメージとは全くかけ離れていて、非常に親しみやすく身近なんだなというような思いがして、絶対他の人にもこういうことは伝えていかなくちゃいけないなというように思っております。

**【2番】**

私は、まず裁判員に選ばれたというのを職場に連絡した時に、職場では、いいなという人がすごく多かったんです。裁判官の方々とお話をして、他の裁判員はどういう方が来るかも分からない状態でした。知識もなく、ちゃんと話ができるのかなという心配はあったんですが、裁判官も話しやすい方々だったので、分からないことも話を聞いてくださいました。他の方々もいろんな職種の方々ばかりで、こういう場を設けていただいて、こういう法廷とか、そういう場にも来たことが今までないので、いろんな人生経験じゃないですけど、いろんなことを知ることができたので、本当によかったなというのが私の気持ちとしてはあります。なので、職場へ帰ってからも、本当に経験して、損ということはまずないよって話すこともあります。ただ、日程が長かったりとかすると、拘束時間が長くてストレスになったり、事件によ



っては写真等で精神的にやられてしまう方もいらっしゃるというのは聞いていたんで、そこはちょっと心配ですけども、私はよかったなって思うので、それを伝えていきたいなと思います。

### 【3番】

自分としてもこの裁判員に選ばれて、よかったなという印象がすごく強かったです。当初選ばれた時は、裁判所というのがすごく敷居が高く、怖いものにしか思えなかったのですが、選ばれて、裁判所に5日間通った中で、そんなに怖いものではない、普通なんだなというのが純粹な印象でした。そういった意味で、選ばれたことに対してはすごくよかったというか、感謝もしています。また選ばれることがあったら、率先して私は参加したいなと思います。

### 【4番】

参加して、裁判というのは非常に緻密に、地道にというか、誤審を避けるために本当に努力されているなというのをとても感じました。フェアにやっておられるというか、それについて非常に感銘を受けました。

### 【5番】

私の場合もやっぱりよかったし、割と狭い世界でふだん仕事をしているので、皆さんの意見を聞いたり、いろんな年代の方と議論をしたり、そういった体験ができたので、よかったです。やっぱり周りでも辞退したいとか、辞退したよという人たちがすごく多かったので、友達とか、やればいいのにというのもありますし、実際仕事の事情でできない人ももちろんいるでしょうけど、また選ばれる機会があればやりたいですし、自分がやれなくても誰かがやってくれたらもっといいんじゃないかなという思いもあります。

### 【6番】

私自身、裁判員ということは本当に人ごとでして、何か裁判所に来るということが怖く、裁判が終わるまでは毎日毎日が本当に不安でした。しかし全てが終わった後に、やってよかったなという充実感というか、いろんな人といろいろな話もでき

て、今までに経験できなかった、自分でも経験しようとも思わなかったことだったので、その点はよかったのかなと思います。

**【7番】**

結果的にはやってよかったかなと思っています。最初は心配でしたけれど、新入社員と同じような気持ちで、やるからにはやろうという気持ちで参加させていただきました。家族にも伝えたところ、行った方がいいんじゃないのという後押しもありました。参加した後に、社内報ではありませんが、参加してよかった、行った方がいいということ、ある程度全国的に伝えました。何とか社内でも協力できればなと今思っております。

**【8番】**

私も参加できてすごくよかったと思っています。裁判所の中は、テレビとホームドラマでしか見たことがなかったので、入って実際に目の当たりにして、あっ、こんなのかといった、いろんなことを自分自身で発見できましたので、すごく良かったです。いい経験ができ、うれしく思っております。

**【司会者】**

それではこれで終了にしたいと思います。本当に皆さん、長い間お疲れさまでございました。大変貴重な御意見をいただきありがとうございました。